

災害時要援護者制度の制定と 運用状況について

亀が岡防災防犯会（略称：KBB）

副会長兼事務局長 赤羽 宏之

亀が岡防災防犯会（略称KBB）概要

- 創** 立：平成21年（2009年）4月
- 名** 称：亀が岡防災・防犯会（略称：KBB）
- 目** 的：亀団住民の防災・防犯意識の高揚を図ると共に、亀が岡団地内の防災・防犯活動を自主的に行い、住民が安全で安心して暮らせるようにすることを目的とする。
- 組織・構成**：本会の組織は添付「亀が岡防災防犯会（KBB）組織表」に示す。
- 構成は、KBB役員12名、自治会役員5名、KBB会員48名の合計65名で構成されている。

<KBB役員構成>

会長1名、副会長2名、事務局長1名（副会長が兼務）、会計1名、
防災担当役員2名、防犯担当役員2名、民生委員2名
市会議員1名、自治会役員5名、顧問1名の17名で構成

亀が岡防災防犯会(KBB)役員会構成と会員

亀が岡防災防犯会(KBB)役員会構成

救護本部 (湘南クリニック)

本部長 高宮 靖
(湘南クリニック院長)
 23-2540
 副本部長 三橋 英子
(湘南クリニック看護婦長)
 24-8644

会長	中田 年記	24-0387	防犯担当	板倉通孝	24-6115
副会長	祐成秀雄	22-2928	防犯担当	伊藤 博	22-9650
副会長	赤羽宏之	22-9691	防犯担当	吉井 修司	22-8765
副会長	工藤 信吾	24-7475	防犯担当	風間忠夫	24-3337
民生役員	日野乃美子	23-2785	市議会議員	加藤 秀子	25-6405
民生役員	東 洋子	22-6491	顧問	田中通晴	0465-43-7008

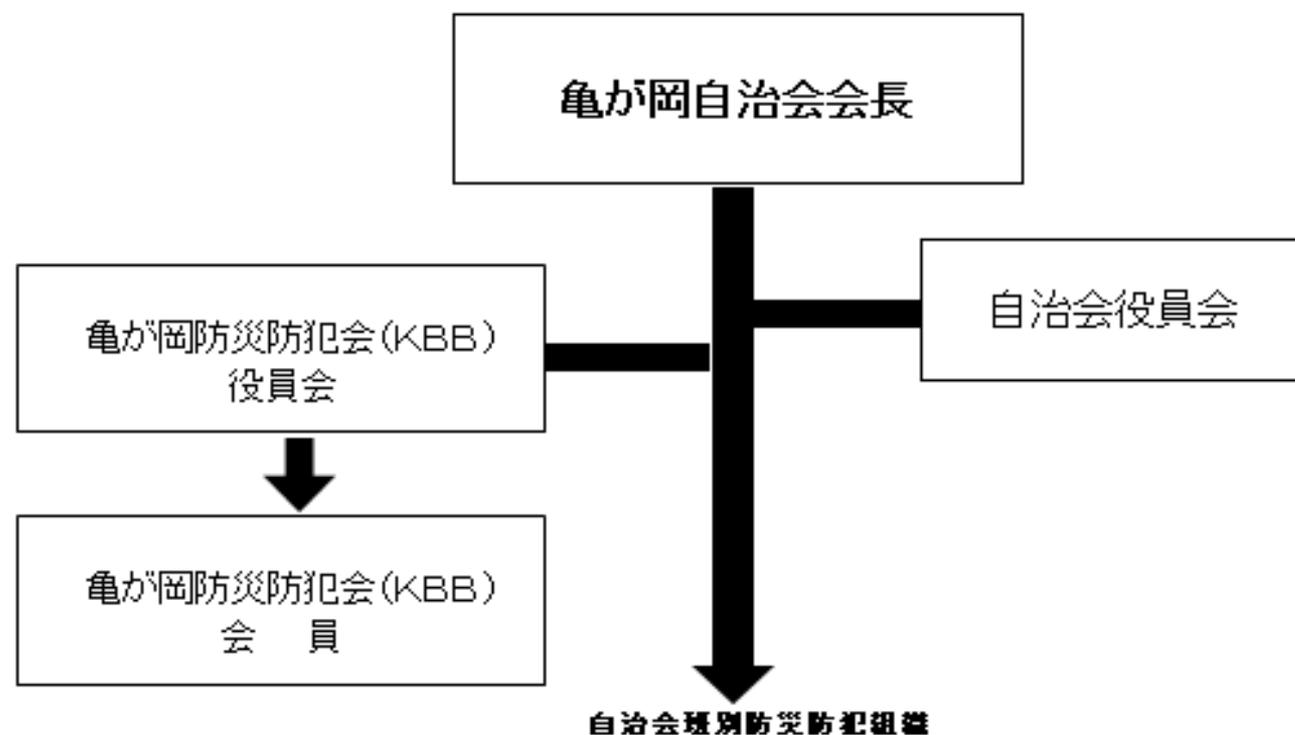
亀が岡自治会役員

会長 安東 進
 24-0938
 副会長 別所 正
 25-1359
 防災担当 長谷川 隆
 25-5753
 防犯担当 栗原 晴子
 25-5995
 会計監査 川上 秀雄
(自治会会計役員)
 23-2342

亀が岡防災防犯会(KBB)会員

福士 裕一	糸井 信男	星 肇	南 悠紀子	竹村 宣子	市橋 卓	山口 茂	石井 達也	佐藤 文雄	小松 勇
山内 弘之	鎌柄 盛昭	石澤 憲次	安田 米吉	小林 綾子	山崎 康啓	長富 功	原田 総	高橋 昭善	信太 正道
中村 義夫	村上 弥光	井原 功	塚本 紀代子	小澤 久良子	菊池 三郎	伊藤 恵一	吉田 三郎	平松 幸生	須藤恵美子
青木 秀憲	日野 禎三	三上 平	鈴木 昭子	加藤 節子	田中 俊一	渡辺 進司	鈴木 晃	宮塚 人臣	
上野 一誠	杉山 守正	佐野 洋子	加藤 昭子	高田 恵子	石塚 俊久	小池勇三郎	水谷 恒雄	伊藤 あき子	

亀が岡防災防犯会(KBB)組織表



第一ブロック				第二ブロック				第三ブロック				第四ブロック					
栗原 晴子		荒井 庸		伊吹 眞理		森上 良平		長谷川 隆		小松 勇		井上 よし子		川上 秀雄		別所 正	
1班	工藤 寿王	2班	相馬 良文	4A班	原田 智	7A班	池田 晴久	10班	永塚 晴明	12班	羽空 健二	15班	小池 武夫	13A班	曾根 ゆき子	16A班	中西 有男
5班	大井 康治	3A班	金子 隆雄	4B班	奥谷 清子	7B班	黒根 敬	11班	中村 晃子	13B班	松原 有夫	17班	久 拓志	14A班	伊藤 智子	16B班	工藤 礼王
6班	山野 哲晴	3B班	小澤 文隆	9班	平山 浩司	8A班	久野 友久			20班	岸倉 哲男	19班	牧岡田文雄	14B班	阿部 和子	18班	筒井 興代
				21班	立田智佳子	8B班	小澤 健一										

<活動成果>

KBB発足日に空き巣の被害に遭われた方がおられました。その後治安が良くなり、住民から安全で安心して暮らせるようになったと感謝されています。住民とのふれあい活動も年々盛んになり、住民との懇親を深めています。また、対外的にもKBBの活動が評価され、昨年3月7日に神奈川県警察本部長から表彰され褒章として盾を頂きました。これは、「毎日・昼も・夜も」地道に続けている徒歩のパトロールに加えて新たにスタートした私有車による青色回転灯装備車によるパトロールが加わり、その功績が高く評価された結果です。また、あちこちから取材があり、その一つとして新神奈川新聞社からの取材があり昨年6月17日の新聞記事にKBBの活動が大きく紹介されました。要支援者支援活動は定着しつつあり、外部から高く評価されています。

<今後の対応>

住民がより安全で安心して生活出来るような環境づくりを目指して更なる防災・防犯活動に努力して参ります。

災害時要支援制度の制定と運用状況

1 目的

地震発生時、家屋の倒壊や火災その他の事情により一時避難所まで自力で行けず支援（援護）を必要とする人達（要支援者）を支援することを目的として、平成22年度にこの制度を制定しました。

2 要支援者

自治会が調査した要支援者と既に市に支援（援護）を要請している人達と併せて75名を要支援者としました。

（注1）この数字は時々刻々変わるので、その都度メンテしてますが5月12日現在の数字は下記の通りです。尚、市から平成25年度の要支援者リストが来ていませんので市に申請している人のメンテはしていません。

市に申請している人： 27名・・・・・・・・平成24年度分

自治会に申請している人：48名

合 計 75名

3 要支援者の実態

平成22年にアンケート調査を行い要支援者の実態を添付資料Aに纏めました。また、要支援者の住居を添付資料Bの地図に記入しました。

(1) 年齢構成

最高齢の方は、男性が98才、女性が95才で、最も若い方は、男性は身障者の46才、女性では疾病の方で65才です。尚、年齢構成は下記の通りです。

	40代	50代	60代	70代	80代	90代	合計
男性	1	0	2	6	7	6	22
女性	0	0	3	14	30	6	53
合計	1	0	5	20	37	12	75

この表でお判りのように、80才以上の方が49人おられ全体の65%を占めています。尚、男女の比率は、75人のうち男性が22人(29%)女性が53人(71%)で、平均年齢は男性が81.5才、女性が82.3才で全体の平均年齢は、81.9才です。

<取り扱い注意>

要支援者実態調査及び災害時支援者検討

<〇〇民生委員管轄>

平成25年5月12日訂正： KBB副会長：赤羽宏之作成

項 順 で	氏 名	年 令	住 所	申 告	状 況	医療 キ外	災害時支 援の要否	支援 希望者	支援優 先順位	防災用品 準備有無	車椅子	支援者(案)
1.	●● ●●	72	市	島	夫婦暮らし	有	否(歩行可)	—	C	無	—	
2.	◆◆ ◆◆	71	市	島		有	否(歩行可)	—	C	無	—	
3.	◆◆ ◆◆	82	市	島	一人暮らし	有	否(歩行可)	—	C	無	—	
4.	●● ●●	92	市	島	夫婦暮らし	有	要	特になし	A	無	無	(〇〇) 〇〇
5.	◆◆ ◆◆	88	市	島		有	要	特になし	A	無	無	
6.	●● ●●	90	市	島	夫婦暮らし	有	否(歩行可)	—	C	無	—	
7.	◆◆ ◆◆	92	市	島		有	要	特になし	AAA	無	無	(〇〇) 〇〇
8.	●● ●●	88	市	島	夫婦暮らし	有	要	—	C→A	有	無	(〇〇) 〇〇
9.	◆◆ ◆◆	83	市	島				—	C	有	—	
10.	◆◆ ◆◆	79	市	島	一人暮らし	有	否(歩行可)	—	C	無	—	
11.	●● ●●	78	市	島	一人暮らし	有	否(歩行可)	—	C	有	—	
12.	◆◆ ◆◆	87	市	島	一人暮らし・軽い認知症	有	否(歩行可)	—	C	無	—	
13.	◆◆ ◆◆	86	市	島	一人暮らし	有	要	救援隊	AA	有	無	(〇〇) 〇〇
14.	●● ●●	61	市	島	一人暮らし	有	要	特になし	AA	有	無	(〇〇) 〇〇
15.	◆◆ ◆◆	74	市	島	一人暮らし	有	否(歩行可)	—	C	有	—	
16.	◆◆ ◆◆	80	市	島	一人暮らし・手のしびれ・難聴	有	否(歩行可)	—	C	無	—	
17.	◆◆ ◆◆	82	市	島	一人暮らし	有	否(歩行可)	—	C	無	—	
18.	◆◆ ◆◆	77	市	島	一人暮らし	無	否(歩行可)	—	C	有	—	
19.	◆◆ ◆◆	81	市	島	一人暮らし	有	否(歩行可)	—	C	無	—	

中 <●●民生委員管轄> ↓

項 目 番 号	氏 名	年 令	住 所	申 告	状 況	医療 キツト	災害時 支援要否	支援 希望者	支援優 先順位	防災用品 準備有無	車椅子	支援者(案)
50	◆◆ ◆◆	83	市	島	一人暮らし	有	要	誰でもよい	A	有	無	(〇〇)〇〇
51	◆◆ ◆◆	94	市	島	一人暮らし	有	否(歩行可)	—	C	水2日分	—	—
52	◆◆ ◆◆	69	市	島	その他	有	否(歩行可)	—	C	有り	—	—
53	●● ●●	77	市	島	夫婦暮らし	有	否(歩行可)	—	C	水2日分	—	—
54	◆◆ ◆◆	76	市	島	疾病、障害	有	否(歩行可)	—	C	水2日分	—	—
55	◆◆ ◆◆	83	市	島	一人暮らし	有	否(歩行可)	—	C	有	—	—
56	●● ●●	86	市	島	一人暮らし 支援要請	有	否(歩行可)	要	C	無	—	水の確保をして欲しい
57	◆◆ ◆◆	90	市	島	一人暮らし	有	否(歩行可)	—	C	無	—	—
58	●● ●●	90	市	島	疾病、障害他	有	要	誰でもよい	AA	無	無	(〇〇)〇〇
59	◆◆ ◆◆	78	市	島	一人暮らし	有	否(歩行可)	誰でもよい	C	無	—	—
60	◆◆ ◆◆	93	市	島	一人暮らし・腰膝痛歩行困難	有	要	—	C→A	無	—	(〇〇)〇〇
61	◆◆ ◆◆	81	市	島	一人暮らし	有	否(歩行可)	—	C	有	—	—
62	◆◆ ◆◆	70	市	島	一人暮らし	有	否(歩行可)	—	C	有	—	—
63	◆◆ ◆◆	75	市	島	一人暮らし	有	否(歩行可)	—	C	無	—	—
64	◆◆ ◆◆	81	市	島	ペースメーカー(H214 装着) 身障者手帳	有	否(歩行可)	—	C	有	—	—
65	●● ●●	45	市	島	脊髄損傷・歩行困難・身障者手帳	無	要	—	C	有	—	—
66	◆◆ ◆◆	79	市	島	一人暮らし・身障者手帳 手指等機能障害	有	否(歩行可)	—	C	有	—	災害時寄り添い要請
67	◆◆ ◆◆	89	市	島	一人暮らし	有	否(歩行可)	—	C	無	—	—

(注1) 表中「救援隊」と記載あるが、この中には自治会役員・班長並びにKBB役員・会員並びにそのOB・OGとした。

(注2) 災害時KBB・民生委員に対する要支援者からの要望事項

- (1)安否確認 (2)避難時の誘導 (3)脱出時の支援 (4)水の確保
(5)災害時に寄り添って欲しい。

(注3) 要支援者の住居は添付地図を参照のこと。

(注4) 災害時支援優先順位は、現時点に於ける要支援者の容態、健康状態、年令などを考慮して民生委員の意見を尊重して下記のランク付けをしたが、今後の状況変化に応じて見直し修正する。

ランクAAA: 寝たきりなど健康状態が悪く災害発生時自力で車椅子に乗れず支援が必要な人

ランク AA: 身障者や疾病などで災害発生時車椅子でないと一時避難所まで行けず支援を必要とする人

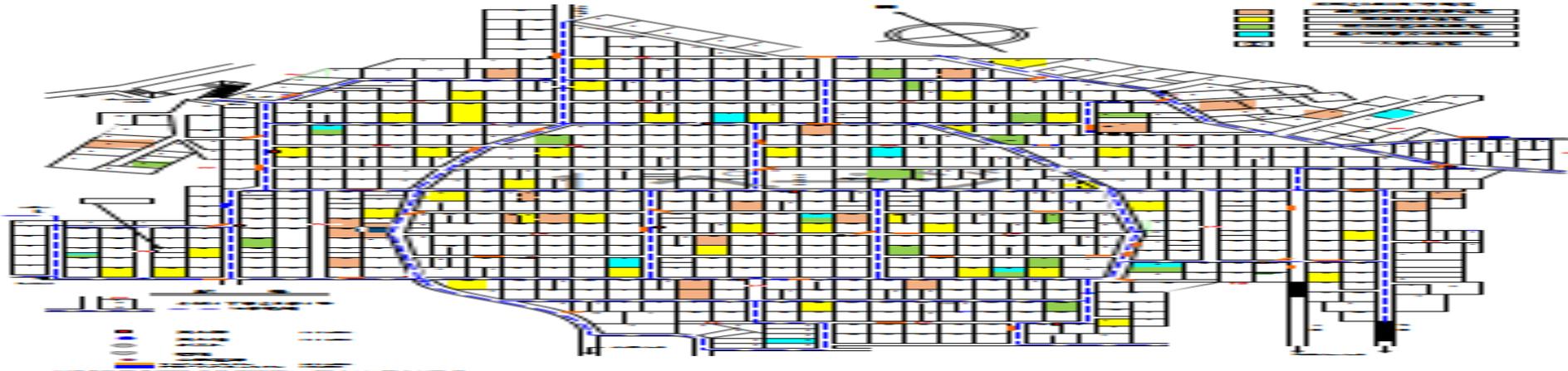
ランク A: 健康だが高齢で一人歩きが難しく杖や車椅子でないと一時避難所まで行けず支援が必要な人

ランク C: 健康で歩行可能で災害発生時自力で一時避難所まで行ける人

(注5) 支援者の役割は下記とする。

支援者は災害発生時、決められた要支援者の安否確認をし、要支援者の要望を聞き、その要望に対して自分自身で出来ることはそれに応じてあげるが、出来ないことはKBBまたは自治会役員に連絡し支持を仰ぐものとする。

災害時要支援者住居（亀が岡自治会入会者）



個人情報保護のためこの地図は判読できないように加工してあります。

(2) 健康状態

民生委員2人が分担して家庭訪問し、健康状態を常に把握していますが、病気になり入院されたり、施設に入られたり、お亡くなりになられたりで時々刻々変わりますので、その都度メンテしてますが平成25年5月12日現在の状況は資料Aに示す通りです。

一人暮らしの方が45人（60%）おられますが、この中でも、障害者や健康状態が悪い方々（9人）をマークし民生委員が時々自宅訪問しています。

4 要支援者に対する支援優先順位

要支援者に対する支援優先順位は、現時点に於ける要支援者の容態、健康状態、年齢などを考慮して、民生委員の意見を尊重して下記のように決めました。

ランク	対象者
AAA	寝たきりなど健康状態が悪く災害発生時自力で車椅子に乗れず支援が必要な人
AA	身障者や疾病などで災害発生時、車椅子でないと一時避難所まで行けず支援を必要とする人
A	健康だが、高齢で一人歩きが難しく、杖や車椅子でないと一時避難所まで行けず支援が必要な人
C	健康で歩行可能で災害発生時自力で一時避難所まで行ける人

この分類によりますと、要支援者75人の内、
ランクAAAの人が2人、ランクAAの人が12人、
ランクAの人が14人、ランクCの人が47人おられます。

5 要支援者に対する支援者と支援内容

(1) Aランク（AAA、AA、Aの人達）の人への対応

① 支援者

災害発生時、優先的に支援することとし、資料Aの支援者欄に記載しましたように、KBB又は自治会役員（OB役員も含む）とKBB会員が2人一組になって決められた要支援者を支援することになっています

（注1）要支援者は時々刻々変わりますので、それに伴い支援者もその都度変更していますが、赤字の方はまだ本人の了解をとっていません。

② 支援内容：

災害発生時、支援者は決められた要支援者の安否を確認し、その時点での要支援者の要望を聞き、それが自分自身で出来る場合は応えてあげるが、出来ない場合はK B Bまたは自治会の役員に連絡し支持を仰ぐものとしています。

地震による家屋倒壊や火災で家が焼失した場合は一時避難所（亀が岡自治会館）まで避難してもらいますが、家族や本人から要請があった時に対応します。

（注2）亀団住民の一時避難は、下記の場所としていますが、要支援者は亀が岡自治会館にしています。

★はげ山

★亀が岡自治会館

★亀が岡公園

★団地最北端の水道タンク先の広場

（まんだあら堂跡へ行く途中）

★空き地

★駐車場

(2) Cランクの人への対応

対応の仕組みは確定していませんが下記の対応をすることで検討中です。

① 支援者

近隣の人または班長

② 支援内容

このクラスの人には自力で一時避難所まで行けますので、災害時、近隣の人または班長が安否を確認し、家族や本人から支援の要請があった場合に限り近隣の人または班長に対応をお願いすることを考えています。

6 今後の課題

(1) 災害時に備えて車椅子が必要なランクAA, 及びランクAの人達合わせて25人の内19人が車椅子を持っていませんので、早急に車椅子を用意してもらうよう民生委員と共に呼びかけます。

(2) 防災用品を準備していない人が、74人中33人(45%)もいますので、最低限の防災用品(逗子市が指定した非常用持ち出し用品)を準備してもらうよう働きかけます。

(注3) 各世帯に「亀が岡住民用地震災害時の行動ポイント」に記載済み。

(3) 要支援者支援体制の強化

要支援者が多いので、災害時における要支援者の支援体制の強化を図るべく自治会・KBB役員が一体となって検討します。

